

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省）

<p>制 度 名</p>	<p>中小企業等基盤強化税制（経営革新計画）</p>				
<p>税 目</p>	<p>法人税、所得税（租税特別措置法第 10 条の 4、第 42 条の 7、第 68 条の 12、租税特別措置法施行令第 5 条の 6、第 27 条の 7、第 39 条の 42、租税特別措置法施行規則第 5 条の 9）</p>				
<p>要 望 の 内 容</p>	<p>「中小企業新事業活動促進法」に基づく「経営革新計画」の承認を受けた中小企業者等が取得した機械装置に対して、取得価額の 30% の特別償却又は 7% の税額控除のいずれかの選択適用を認める措置について、適用期限を 2 年間延長する。</p> <table border="1" data-bbox="874 920 1490 1014"> <tr> <td data-bbox="874 920 1198 1014"> <p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p> </td> <td data-bbox="1198 920 1490 1014"> <p>－ 百万円 （▲31,900 百万円）</p> </td> </tr> </table>			<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>－ 百万円 （▲31,900 百万円）</p>
<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>－ 百万円 （▲31,900 百万円）</p>				
<p>新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国経済の柱である中小企業者が行う、新商品・新サービスの開発等による新たな事業活動の取組を支援することにより、中小企業の「経営革新」を促進し、中小企業者の活性化・健全な発展を図る。</p> <p>経営革新施策の根拠</p> <p>中小企業基本法第 3 条において、①経営の革新及び創業の促進、②経営基盤の強化、③経済的社会的環境の変化への適応の円滑化、の 3 つが政策の柱として整理され、経営革新は、この政策理念の柱の一番目に掲げられており、国は、この基本理念に則り、中小企業施策を総合的に策定、実施する責務を有している（同法第 4 条）。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>中小企業者が、急速に変化する市場に対応した事業を展開するため、消費者ニーズに迅速に対応する必要があり、それに伴う新商品・新サービスの開発等による事業化には設備投資等が必要であり、また、事業化段階（生産販売体制の構築等）においても生産設備の投資等が必要である。</p> <p>しかし、「経営革新」を図るため、研究開発や新たな事業活動への進出等に係る設備投資を行おうとする中小企業者にとっては、資金力等の経営資源が弱いもとで計画実施の初期段階の投資負担を軽減することが課題である。</p> <p>そこで、このような事業者に対して、税額控除あるいは特別償却の適用を措置することで、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となることから、事業者の積極的な設備投資を促進させる上で有効な政策手段である。</p>				

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標：9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</p> <p>施策目標：35 建設市場の整備を推進する</p> <p>施策目標：39 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る</p> <p>に包含。</p>										
		政策の達成目標	<p>本租税特別措置の目的は、経営革新制度で定められた測定指標を達成させることであるため、付加価値額の年率3%以上の向上を達成とする。</p>										
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間										
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ										
	政策目標の達成状況	<p>○政策目標の達成状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標達成企業の割合 ※</td> <td>57.3%</td> <td>59.0%</td> <td>62.8%</td> <td>53.2%</td> <td>47.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 経営革新計画終了後に年3%以上の付加価値額等の伸びがあった企業の割合。 出典：経産省「終了企業調査」</p> <p>経営革新計画の承認件数は、平成21年度末までで約4万1千件となっており、近年は年間4,600件が承認されている。また、承認経営革新計画終了企業の約6割が、経営革新の目標達成の指標としている「年率3%以上の付加価値額または一人当たり付加価値額の向上」を達成している。</p>		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目標達成企業の割合 ※	57.3%	59.0%	62.8%	53.2%
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度								
目標達成企業の割合 ※	57.3%	59.0%	62.8%	53.2%	47.2%								
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>平成22年度適用事業者総数 4,615件</p> <p>平成22年度利用見込み 56件</p>											
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本租税特別措置を利用し、平成20年10月から平成21年9月に計画を終了した企業の付加価値額を計算すると、経営革新計画実施前と比べて付加価値額は28社で計約700百万円増加しており、本税制により企業活動が活性化したといえる。従って、本租税特別措置は、中小企業者の活性化が図られ、もって我が国経済の活性化に寄与する効果がある。</p>											
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし											

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p><融資> 政府系金融機関の特別貸付</p>																								
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>政策金融（政府系金融機関の特別貸付）による支援は、自己資金だけでは設備投資や運転資金の確保が難しい中小企業者に対して、低利融資によって新たな事業の円滑な実施に必要な資金の事前供給を目的としている。 一方、本租税特別措置は、計画実施の初期段階における投資負担を軽減させるため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の事後回収を目的としており、役割は異にするもの。</p>																								
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>中小企業者の設備投資は、営業利益等の増加につながり、新たな事業活動の促進に寄与するものである。本措置は設備投資に限定した措置であることから、設備投資へのインセンティブを付与することとなり、中小企業者自らの設備投資意欲を引き出せる措置であり、特例措置として妥当なものといえる。</p>																								
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○租税特別措置の適用実績</p> <table border="1" data-bbox="571 920 1430 1245"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>57件</td> <td>68件</td> <td>84件</td> <td>50件</td> <td>22件</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>3.6億円</td> <td>4.4億円</td> <td>5.1億円</td> <td>4.6億円</td> <td>1.2億円</td> </tr> <tr> <td>承認件数 (資本金1億円超)</td> <td>124件</td> <td>130件</td> <td>144件</td> <td>101件</td> <td>81件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典：経産省調査（計画の承認を受けた中小企業者に対するアンケート調査（各都道府県が実施）により利用の確認できた件数）</p> <p>本税制の活用件数は、資本金が1億円超（税額控除については資本金3千万円超）の企業が活用しているものであることから少なく見えるが、経営革新計画の承認企業のうち資本金1億円超の企業数を踏まえれば、僅少ではない。</p> <p>平成17年度から平成21年度の1社あたりの平均減収額は約670万円である。当該金額は、企業の新たな事業活動の取組（設備投資、運転資金等）に活用されているものであることから、資金繰りの緩和等の効果がある。</p> <p>中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図る。具体的には、今後中期的（5年程度）にわたり、経営革新計画承認件数を年間5,000件以上とし、計画の数値目標を達成した企業の割合（経営革新計画終了後に年3%以上の付加価値額等の伸びを達成した企業の割合）を100%に近づける。</p>		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	適用件数	57件	68件	84件	50件	22件	減収額	3.6億円	4.4億円	5.1億円	4.6億円	1.2億円	承認件数 (資本金1億円超)	124件	130件	144件	101件	81件
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																						
適用件数	57件	68件	84件	50件	22件																						
減収額	3.6億円	4.4億円	5.1億円	4.6億円	1.2億円																						
承認件数 (資本金1億円超)	124件	130件	144件	101件	81件																						
		<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成17年度から平成21年度の1社あたりの平均減収額は約670万円である。当該金額は、企業の新たな事業活動の取組（設備投資、運転資金等）に活用されているものであることから、資金繰りの緩和等の効果がある。</p>																								
		<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図る。具体的には、今後中期的（5年程度）にわたり、経営革新計画承認件数を年間5,000件以上とし、計画の数値目標を達成した企業の割合（経営革新計画終了後に年3%以上の付加価値額等の伸びを達成した企業の割合）を100%に近づける。</p>																								

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>過去5年間の目標達成率は、6割程度。目標が達成できなかった4割の中小企業者の要因は、特にリーマン・ショック以降の需要・受注量の減少、販売単価減・コスト削減等による売上不振、資源価格・仕入価格の高騰などの影響によるものである。また、このような外部環境の直接的な影響となったもののほかに、新規の販路開拓や技術開発が予定通りできなかったなど、外部環境の影響を起因とした間接的な要因もある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成11年度 創設（「中小企業経営革新支援法」施行） 平成13年度 適用期限を2年間延長 平成15年度 適用期限を2年間延長 平成17年度 「中小企業経営革新支援法」改正（「新事業活動促進法」施行）に伴う改組 平成19年度 適用期限を2年間延長 平成21年度 適用期限を2年間延長</p>	